障害児教育とコスト：アメリカにおける私学転校に伴う授業料償還訴訟に焦点を当てて

帝京平成大学　村山佳代

１、はじめに

1-1 報告の目的と関心事

1-2 学説

２、関連サービス（本報告では割愛）

2-1 法文・施行規則

2-2 裁判所の判断

３、転校・入院・入所による授業料償還

3-1 法文・施行規則

3-2 裁判所の判断

(1) Kruelle v. New Castle County School District, 642 F.2d 687 (3d Cir. 1981)：施設入所

(2) Burlington v. Dep't of Educ. of Mass., 471 U.S. 359 (1985)：私学転校

(3) Clovis Unified Sch. Dist. v. Cal. Office of Admin. Hearings, 903 F.2d 635 (9th Cir. 1990)：入院

(4) Florence County School Dist. Four v. Carter, 510 U.S. 7 (1993)：私学転校

(5) Butler v. Evans, 225 F.3d 887, 893 (7th Cir. 2000)：入院

(6) Dale M. v. Bd. of Educ. of Bradley-Bourbonnais High Sch. Dist. No. 307, 237 F.3d 813 (7th Cir. 2001)：私学転校

(7) Forest Grove Sch. Dist. v. T.A., 557 U.S. 230 (2009)：私学転校

(8) Richardson Indep. Sch. Dist. v. Michael Z., 580 F.3d 286 (5th Cir. 2009)：施設入所

(9) Mary T. v. School Dist., 575 F.3d 235 (3d Cir. 2009)：施設入所

(10) Jefferson Cnty. Sch. Dist. v. Elizabeth E., 702 F.3d 1227 (10th Cir. 2012)：施設入所

(11) Munir v. Pottsville Area Sch. Dist., 723 F.3d 423 (3d Cir. 2013)：施設入所

(12) T.K. v. New York City Dep't of Educ., 810 F.3d 869 (2d Cir.2016) ：私学転校

(13) L.H. v. Hamilton Cty. Dep't of Educ., 900 F.3d 779 (6th Cir. 2018)：私学転校

４、おわりに

4-1 なぜ授業料償還が認められるのか

4-2 授業料返還訴訟まとめ

4-3 初等中等教育の機能

4-4 FAPE保障手段とコスト：我が国への示唆

**1、はじめに**

**1-1 報告の目的と関心事**

アメリカでは学問の自由は、合衆国憲法第1修正の表現の自由に根拠づけられ、大学は「教育を提供する者、教育内容、教育方法、教育を受ける者」を決定する自由が保障されている[[1]](#footnote-1)。高等教育機関の学問の自由と障害学生・志願者の高等教育を受ける権利は緊張関係にある。Davis最高裁判決は以下2点で障害者の高等教育を受ける権利を制限した[[2]](#footnote-2)。

１、リハビリテーション法504条（以下、504条）の保護対象＝学力水準だけでなく、専門職としての雇用可能性・職業適性を含むすべての参加要件を満たす者

２、合理的配慮の射程＝プログラムの水準を引き下げたり、本質的に変更する場合、合理性がない

→教育機関に、過度の負担＋本質的変更の抗弁を認める（とはいえ実際の判決は、高額な備品も合理的配慮として認めている）[[3]](#footnote-3)。

　裁判所は、高等教育の専門性・自律性を根拠に、高等教育機関に入学・卒業・在学要件、何がプログラムの本質に該当するかの裁量権を与える[[4]](#footnote-4)。一方、障害児への無償の適切な公教育（Free Appropriate Public Education、以下FAPE）を保障するIndividuals with Disabilities Education Act（以下、IDEA）には、過度の負担と本質的変更の抗弁が規定されていない。本報告では、IDEAがなぜコスト無考慮という立て付けにしたのか考察をする。なお、障害児とその親は、IDEAだけでなく、Americans with Disabilities Act（以下、ADA）の第2編と504条の下でも提訴可能であるが[[5]](#footnote-5)、本報告はIDEAに焦点を当てる。

**1-2　学説**

　障害児教育に要するコストについて言及する学説は以下である。

・Gregory F. Corbett

特別教育費を補填のために通常教育費が使われており、特別居郁が通常教育費とサービスの削減の要因となっている[[6]](#footnote-6)。通常教育費は減少しているが、特別教育費は増加している。IDEA（§ 1411 (a)）は特別教育に要する費用の40％を連邦が支出するよう規定するが、実際には7％ほどしか拠出しておらず、残りは州と学区が負担している[[7]](#footnote-7)。特別教育が、非障害児の権利を侵害している[[8]](#footnote-8)。

・Wendy F. Hensel

HenselはIDEAの保護対象児童の拡大に焦点を当て、特別教育費の増大を懸念する[[9]](#footnote-9)。さらに、この増大により国民がIDEAを「非障害児と障害児間の富の分配を強制すると考えるようになり…国民の厳しい目（public scrutiny）が強まり、障害者の権利と特権の縮小要請が高まり得る」と指摘[[10]](#footnote-10)。

上記学説は、障害児教育の費用増加によるバックラッシュを懸念している。本報告は教育内容ではなく、FAPEを達成手段としての転校・入院・入所先での授業料償還に焦点を当てる。

2、関連サービスの射程[[11]](#footnote-11)　（本報告では割愛）

2-1　法文・施行規則【資料】

・20 U.S.C. §1401(26).

「（関連サービスとは）移動、並びに障害児が特別教育から利益を享受することを援助するために必要とされる発達的、矯正的（corrective）、及びその他の支援サービス（音声言語病理学及び聴覚学サービス、通訳サービス、心理的サービス、理学及び作業療法、治療的レクリエーションを含むレクリエーション、ソーシャルワークサービス、 障害児が個別教育プログラムに記載されている無償かつ適切な公教育を受けることができるように作られた学校看護師サービス、リハビリテーションサービス、オリエンテーション及び移動サービを含むカウンセリングサービス、並びに医療サービス）を含む。ただし、この医療サービスには診断と障害認定（evaluation）を目的とするものに限られる」

・34 C.F.R. §300.34(a)

「関連サービスとは、障害児が特別教育から利益（benefit）を享受するために必要な移動および発達、矯正、その他の支援サービスを意味し以下を含むものである。言語聴覚療法、通訳サービス、心理サービス、理学療法および作業療法、治療的レクレーションを含めたレクリエーション、児童の障害の早期発見。アセスメント、リハビリテーションカウンセリングを含むカウンセリングサービス、環境適応・移動（orientation and mobility）サービス、診断または評価目的の医療サービスが含まれます。また、関連サービスには、学校保健サービスおよび学校看護師サービス、学校でのソーシャルワークサービス、保護者のカウンセリングおよびトレーニングも含む」

・34 C.F.R. § 300.34(c)(5)

「医療サービスとは、児童の医学的障害により当該児童が特別教育及び関連サービスが必要性を判断するために、免許を持った医師が提供するサービスを意味する」

上記によれば関連サービスとは

・障害児のFAPE享受を可能とする措置だけでなく、社会面や感情面でも発達できるような広範かつ包括的なサービス

・障害の診断と障害認定のための医療サービス以外を関連サービスから除外

・学校教育と、家庭教育・福祉サービスの連動性を求める

障害児の成長発達権保障のためには、学校教育と家庭教育・福祉サービスの連動性のみならず、医療も不可分である。医療の関連サービス該当性について裁判所が判断をする。

**2-2　裁判所の判断**

（以下、下線は公的機関のコスト負担に関する裁判所の言及）

**・Irving Independent School Dist. v. Tatro, 468 U.S. 883（1984）**

→サービス内容でなく、サービス提供者が医師か否かの「提供者ベース」で判断すべき

・「障害児が学校で過ごすために必要なサービスは、連邦議会が想定していた公教育への有意義なアクセス（meaningful access）を当該児童に提供するための重要な手段」である[[12]](#footnote-12)。

・連邦議会は、過度に費用がかかり、学校の能力の範囲を超えたサービスを提供する義務を学校側に課さないように意図しており、医師や病院が提供する医療サービスが非常に高額であることから、これを制限するために但書は医療サービスを除外していた[[13]](#footnote-13)。

Tatro判決以降、学区のコスト負担が多大となることを理由に、「コストベース」の審査基準を採用する判決と、Tatro法理を維持する判決に分かれた[[14]](#footnote-14)。

**・Cedar Rapids Community School Dist. v. Garret F., 526 U.S. 66 (1999)**

→コストに依拠した判断を否定

・常時の継続的サービスは、より費用がかかり、追加の職員が必要な場合もあり得るが、これをもって「医療」に該当するわけではない[[15]](#footnote-15)

・サービス提供に要するコストへの不安に対処するために但書規定を設けることと、コストそのものを定義として用いることは全く異なる[[16]](#footnote-16)。

・本件サービスは、本件児童が学校に滞在するために必要なもの[[17]](#footnote-17)。

このように裁判所は、障害児の成長発達権保障のための医療サービスの必要性を認めるものの、成業を可能とするサービスのコストを考慮し医療サービスを学区負担サービスから除外する。

**3、転校・入院・入所による授業料償還**

**3-1 法文・施行規則**

連邦議会は「（IDEA立法）により障害児の学業成績（educational achievement）は向上しているが、依然として満足できる水準には達していないため…成績向上と質の高い公教育の享受により重点を置く」必要があると考え[[18]](#footnote-18)、1997年にIDEAを大幅に改正した[[19]](#footnote-19)。同改正により、学区が障害児にFAPEを提供しておらず親が学区の同意なく転校させた場合、転校先私学の授業料償還について明記された。

【資料】

・20 U.S.C. § 1412(a)(10)(C)(ii)

「本項は、地方教育機関が障害児童に対してFAPEを提供し、かつ親が当該児童の私立学校又は施設への配置（place）を選択した場合に、地方教育機関に対し私立学校又は施設における特別教育および関連サービスを含む障害児の教育費の支払いを義務付けるものではない」

・20 U.S.C. § 1412(a)(10)(C)(ii)

「障害児の親が、公的機関の権限の下で特別教育及び関連サービスを提供されていたが、公的機関の同意又は紹介なしに当該児童を私立の小学校又は中学校に入学させた場合、裁判所又は聴聞官は、当該入学前に当該機関が児童にFAPEを適時に提供していなかったと判断した場合、当該機関に対し親にその入学費用を返済するよう要求することができる」

・20 U.S.C.§1412(a)(10)(C)(iii)

増加し続ける授業料償還訴訟を受け、連邦議会はIDEAを改正し、親が転校を通知しなかった場合や、裁判所が当該転校の正当性を認めなかった場合における償還の否定などを規定。

「(ii) 項が規定する償還費用は、以下の場合に減額または拒否されることがある。(I)(aa) 当該児童を公立学校から転校させる前に、親が出席した最新のIEP会議において公的機関がFAPE提供のために提案した就学決定を拒否すること（懸念及び公費で私学入学させる意向の表明を含む）を伝えなかった場合、(bb) 児童が公立学校から転校する10営業日（営業日に当たる休日を含む）前までに、親が公的機関に対し、(aa)が規定する情報を書面で通知しなかった場合、(II) 親が当該児童を公立学校から転校させる前に、公的機関が1415条(b)(3)が規定する通知要件を通じて、当該児童の障害判定する意図（判定の目的が適切かつ合理的であることを述べたものを含む）を通知したが、親がそのような判定を受けさせなかった場合、(III) 親の行為が不合理であると司法判断された場合」

・34 CFR § 300.104

「障害児童に特別教育および関連サービスを提供するために、公立又は私立の居住型プログラム（residential program）での就学が必要な場合、非医療的ケア、部屋・食事（room and board）を含むプログラムの費用は、無償でなければならない」

・34 CFR § 300.148(a)

「地方教育当局が障害児にFAPEを提供しているが保護者が当該児童を私立の学校又は施設への就学を選択した場合、本条は、特別教育及び関連サービスを含む教育費を地方教育当局が支払うことを義務付けない」

・34 CFR § 300.148(c)

「障害のある児童の親が、以前に公的機関の権限の下で特殊教育及び関連サービスを受けていた場合、公的機関の同意や紹介なしに児童を私立の幼稚園、小学校、または中学校に入学させた場合、裁判所または聴聞官（hearing officer）は、その入学前に機関が児童に FAPE を適時に提供していなかったこと、および私立の配置が適切であると判断したため、私学での就学が適切であると判断した場合、当該機関に対し、入学にかかる費用を両親に返済するよう要求することができる」

IDEAと施行規則が以下を規定していないため、

・学区と親の立証責任、

・授業料償還の審査基準

・転校ではなく、入院・入所の場合、

・転校先私学がインクルーシブ教育を提供していない場合

・転校先私学がIDEAを遵守していない場合、

・転校先私学の授業料が高額である場合、

・転校・入院・入所に児童が障害認定を受けていない場合、

転校・入院・入所の審査基準について裁判所の判断が分かれている。

**3-2 裁判所の判断**

（以下、下線は公的機関のコスト負担に関する裁判所の言及）

(1) **Kruelle v. New Castle County School District, 642 F.2d 687 (3d Cir. 1981)：施設**

重度知的障害児の親がフルタイム支援を提供する居住型施設への入所を求めた。裁判所は、以下のとおり、同校での非医療ケア・部屋代・食費の学区支払を認容した[[20]](#footnote-20)。

本件児童が必要としているフルタイム支援が教育目的か、又は、学習と不可分な医学的・社会的・情緒的問題への対処であるかを検討せねばならない[[21]](#footnote-21)。特定のサービスの医学的ニーズと教育的ニーズの不可分性こそ、そのサービスが学習上、必要不可欠（essential）な根拠である。施設入所自体が、特別教育の定義に含まれるか判断せねばならない。本件児童は、教育環境と居住環境が同じでなければ、窒息・嘔吐などで学習が不可能となるため環境と教育の一貫性が学習に極めて重要であった。究極的には、あらゆる生命維持システムや医療援助は、児童の学習能力に関連する。Education for All Handicapped Children Act（EHA）は、裁判所に対して、支援サービス（supportive service）・就学決定と学習ニーズの関連性の判定を求めている。本件では、入所が障害児の固有のニーズを満たすために特別に作られた教育の一部であるか判断せねばならない[[22]](#footnote-22)。確かに、全ての障害児に適切な教育を提供するという連邦議会の立法意図は、州に多大な負担を課すため、一部の児童が学習不可能（untrainable）である可能性をまったく考慮していない。しかし、リハ法と異なりEHAは、学校は財政的および管理上の負担にかかわらず、障害児の教育上のニーズに配慮するために包括的なサービスを提供することが要求されている。学区が作成したIEPが不十分であり、全寮制学校の授業料償還が認められる[[23]](#footnote-23)。

→財政負担を考慮しない障害児の成長発達（学習スキルだけでなく、生活スキルを含む）保障に着目

→入所＝特別教育か否かを判断するために、非教育ニーズと教育ニーズの「連動性」審査基準を採る。

(2) **Burlington v. Dep't of Educ. of Mass., 471 U.S. 359 (1985)：私学**

学区がFAPEを提供していなかったため、親は学区の同意を得ずに私学に転校させ同校の授業料償還を請求した。最高裁がはじめて私学授業料償還について判断をした。

当事者間で同意が得られなかった場合、学校が当然有利になるため、連邦議会は、親に対して不服申立への手続を保障した。これには授業料償還請求が含まれる[[24]](#footnote-24)。授業料償還認容の審査基準は、①公立学校への就学が不適切で、②親の希望する私学がEHAの下で適切（proper）である[[25]](#footnote-25)。「学区は…償還を『損害賠償』と表現するがこれは全く事実と異なる。償還は単に、学区が最初から支払うべきであり、適切なIEPを開発していれば最初から負担していたであろう費用を遅ればせながら支払うことを要求するだけである。このような事後的な財政的責任の決定は、立法過程で検討されていた」[[26]](#footnote-26)。EHAは、障害児に適切な教育と無償の教育の双方の提供を目しており、どちらか一方の目的を無効にするよう解釈されるべきではない[[27]](#footnote-27)。

→最高裁が初めて私学授業料償還を認めた事例。審査基準を示すものの、転校先私学の「適切性」についての指針を示さなかった[[28]](#footnote-28)。

(3) **Clovis Unified Sch. Dist. v. Cal. Office of Admin. Hearings, 903 F.2d 635 (9th Cir. 1990)：病院**

重度情緒障害児の親は、学区の提案した全寮制学校ではなく、入院させこの入院費用を請求した。裁判所は、以下のとおり、本件入院が関連サービスから除外される医療サービスと判断した。

当該児童の親は、希望就学先が教育に役立つ（supportive）かで、関連サービス該当性を判断すべきと主張するが、これはあまりにも包括的すぎる。すべての医療サービスは、障害児の教育にとって「役立つ」ものであるため「役立つ」だけでは、判断できない。医師免許保有者が提供するサービスを、医師免許のない者が提供できる場合もあるため、医師免許の有無のみで関連サービスに該当するか判断できない。裁判所は、サービス提供者の職種だけでなく、サービスの「範囲と性質」を考慮せねばならない。医療は児童の教育に役立つが、病院内の医師以外の専門職によるサービスを学区に負担させることは混乱を引き起こす[[29]](#footnote-29)。明らかに、病院での治療は、居住型教育施設での就学よりもはるかに費用がかかり、通常の教育費より高額になる連邦議会及び教育省は考えていた[[30]](#footnote-30)。施行規則は、居住型プログラムでの就学が必要な場合には、非医療的ケア費・部屋代・食費の学区負担を規定する。本件学区は、病院に教員を派遣し特別教育と通常教育を提供していたが、本件病院は教育サービスを提供していなかったため、部屋代・食費は学区が負担する教育関連費ではなく医療費であった[[31]](#footnote-31)。

→「連動性」の審査基準に制限をかけ、サービスの範囲と性質を含め判断する。

(4) **Florence County School Dist. Four v. Carter, 510 U.S. 7 (1993)[[32]](#footnote-32)：私学**

転校先私学はIEPを作成しないなどIDEAを遵守していなかったが、最高裁はBurlington判決の判断枠組みを使用し、授業料償還を認めた。

本件私学は、IDEAの要件を満たしていないが、適切（proper）な教育を提供しており[[33]](#footnote-33)、この状況で償還を禁止すればIDEAの目的が損なわれる。ある私学が州の教育基準を満たしておらず、州の認可を得ていないからといって、授業料償還が認められないわけではない。私学はIDEAの適用対象外であるためIDEAの要件を満たしている必要はない。本件状況で償還を禁止すれば、IDEAの目的が損なわれる。本件のような立場にある親は私学を選択する時点でその学校が州の基準を満たしているかどうかを知るすべがない[[34]](#footnote-34)。従って親は私学の適切性（proper）のみを立証すればよい。学区は、私学の授業料の償還が地方教育当局に不当な負担を課すと主張しているが、連邦議会が州や学区に多大な財政的負担を課したことは疑いようがない[[35]](#footnote-35)。

→転校先の「適切性」についてはBurlington判決同様に明言せず、IDEAを遵守していない私学であっても償還を認め、償還対象私学を拡大した。

(5) **Butler v. Evans, 225 F.3d 887 (7th Cir. 2000)：病院**

親は、自傷行為が重症化した障害児を全寮制私学にさせる前に、精神科病院の急性期病棟に入院させた。裁判所は、以下のとおり同入院が「関連サービス」に該当しないとして入院費用償還を認めなかった。

控訴人は入院中に当該児童が個人教育指導を受けたと主張しているが、本件入院は教育目的ではなく医学的理由であり、当該児童は教育的ニーズよりも医学的介入を必要としていた。IDEAは障害児に対して学校内での医療的配慮（accommodations）提供を義務付けるが、本件入院は、公教育への有意義なアクセスを提供したり、校内での教育ニーズに対処したりするための試みではなかった。当該児童にとっては入院それ自体が必要であり、学校に通学したり教育を受けけるために必要な特別な配慮（accommodation）ではなかった[[36]](#footnote-36)。IDEA は、児童の障害により必要となるすべての追加サービスに対する支払いを政府に義務付けていない[[37]](#footnote-37)。

→入院＝関連サービスと捉え、関連サービス該当性を入院の「目的」で判断

(6) **Dale M. v. Bd. of Educ. of Bradley-Bourbonnais High Sch. Dist. No. 307, 237 F.3d 813 (7th Cir. 2001)**：私学

学区は、犯罪により拘留されていた行為障害児を、釈放後、治療型デイスクール就学を提案した。しかし、親は素行不良児童を対象とした全寮制私学に入学させ、授業料の償還を学区に求めた。

同校法律上は適切な就学先であったが、医療・心理サービスを提供せず、監禁（confinement）を提供していた。本件私学は特別教育を提供していなかったため、「適切性」は監禁が「関連サービス」に該当する場合のみである。監禁は、当該児童が再犯を防ぐことを目的としており障害児への教育を「主目的（primarily oriented）」とするサービスではない。当該児童の社会性の欠如と薬物乱用は学校に通う妨げとなっているが、他の多くのことも妨げており、監禁のための費用を学区が負担することは、学区の責任から遠く離れている[[38]](#footnote-38)。

→医療サービスだけでなく、再犯防止手段（監禁）も関連サービスから除外

→「連動性」の審査基準を否定し、教育を主たる目的か判断をする「主目的」審査を適用

(7) **Forest Grove Sch. Dist. v. T.A., 557 U.S. 230 (2009)**：私学

障害認定がされておらず学区がIEPを策定しなかった児童の親は、私立の全寮制特別支援学校に転校をさせた。学区は、当該児童の障害について知らされていなかったため、IDEAのサービスを提供する義務はないと主張した。最高裁の判断は以下のとおりである。

IEDAの規定（§1412(a)(10)(C)(i)）によれば学区は、障害児の障害を正しく特定し、ニーズを充足するIEPを提案してFAPEを享受可能とする場合にのみ、償還義務を免除される[[39]](#footnote-39)。§1412(a)(10)(C)は償還費用の拒否・減額される場合を規定するが、同規定は親と学区の協力プロレスを前提としており、同意なき転校前の当事者間IEP作成・実施の協力継続を奨励している[[40]](#footnote-40)。転校先私学授業料の償還という救済策がなければ、全ての障害児の固有（unique）の二―ズを充足するFAPE提供というIDEAの目的は完全なものとならない[[41]](#footnote-41)。IDEAの障害児発見規定（child find clause）の下、州は障害児を特定し、住所を突き止め、障害判定をし、特別教育を確保する義務があるが、障害児を特定できなかった場合には償還の権利を与えないことは、IDEAのサービスを受ける「資格ある（eligible）障害児の適切な特定を最も重要視する連邦議会の認識に合致しない」[[42]](#footnote-42)。裁判所又は聴聞官は、学区がFAPEを提供しておらず、私学就学が適切（suitable）と審査する際、親の転校意向通知プロセスや学区の障害判定の機会など、関連する全ての要素を考慮せねばならない[[43]](#footnote-43)。

→結果として学区は、授業料65000ドル＋訴訟費用244000ドルを負担することになったが、最高裁は学区に課すコスト負担については言及しない。

(8) **Richardson Indep. Sch. Dist. v. Michael Z., 580 F.3d 286 (5th Cir. 2009)**：施設

親は児童の他害行為等の問題行動対処のために居住型施設に入所させた。学区はIEPを作成していたが、当該児童は公立学校において学業面・非学業面の双方で有意義な発達（meaningful progress）を遂げておらず、学区は有意義な教育上（meaningful educational benefit）の利益を提供していなかった。Rowley最高裁判決によれば確かに、IDEAは障害児の潜在能力の最大化を求めていないが、本件学区のIEPは全く不十分で、最低限の教育的利益（minimal educational benefits）しか提供していなかった[[44]](#footnote-44)。本件施設は私立と公立の要素を持つ機関であるが、このような施設であっても適切性（proper）がある場合、償還が認められる[[45]](#footnote-45)。

学区は、障害児の教育に必要不可欠（essential）でない入所費用を負担する必要はない[[46]](#footnote-46)。適切性の審査において、Kruelle判決は、教育との連動性の審査基準を採用した。しかし、これは障害児の抱える困難を医学的・社会的・感情的・教育的と区分できない場合でも、学区で教育を受けることができる障害児がいることを無視しており、学区の責任をIDEAの要求よりも拡大する[[47]](#footnote-47)。

居住型施設での就学が適切であるための審査基準は、児童の医学的・社会的・情緒的問題が学習プロセスとの連動性でなく、

①障害児が有意義な教育上の利益（meaningful educational benefit）を享受するために必要不可欠（essential）で、

②教育を主目的（primarily oriented）とするもの、

でなければならない[[48]](#footnote-48)。①については、入所せずとも児童が教育上の利益を享受できる場合、必要不可欠とはみなされない[[49]](#footnote-49)。②は、「必然的な事実重視の審査（necessarily a fact-intensive inquiry）」で、入所動機や入所後の発達等の様々な要素を考慮する[[50]](#footnote-50)。同審査基準の下では、医学的・社会的・感情的・教育的問題を区別するという裁判所にとって不可能な審査によって、償還が左右されることがなくなり、また有意義な教育的利益（meaningful educational benefit）享受というIDEAの目標と一致する[[51]](#footnote-51)。

→「連動性」審査基準を否定し、新しい審査基準として、①教育の利益享受の必要不可欠性審査と、②「主目的」審査をとる[[52]](#footnote-52)。

**(9) Mary T. v. School Dist., 575 F.3d 235 (3d Cir. 2009)：施設**

自傷行為が重症化した障害児の親がリハビリテーション施設として認定されている長期精神科治療センターに入所させた。裁判所は、①「連動性」審査基準を満たすか、②本件入所が関連サービスに該当するか判断し、償還を認容しなかった。

①「連動性」審査基準を満たすか

私学転校は適切性がある、すなわち重要（significant）な学習と有意義な利益（meaningful benefit）を提供する場合、正当性が認められる[[53]](#footnote-53)。「最終的には、あらゆる生命維持システムや医療支援は、児童の学習能力に関連する…ため、広く教育的であると解釈できるサービスすべてがIDEAで認められるわけではない」[[54]](#footnote-54)。本件施設は、公立学校が使用するプログラムを提供しているが「特別教育に該当するか否かの考慮要素は、使用するツールが何かではなく、そのツールを通して達成しようとする実質的目標（substantive goal）である」[[55]](#footnote-55)。当該児童が受けたサービスの中には教育上の利益があったかもしれないが、本件施設による精神療法等は医学的ニーズから生じており、固有の教育ニーズを意図して設計された特別教育ではない[[56]](#footnote-56)。当該児童の医療ニーズと教育ニーズは不可分（severable）である[[57]](#footnote-57)。

②本件入所が関連サービスに該当するか

本件入所は関連サービスではなく、医療サービスである。本件施設は学校・居住型教育施設よりも病院に似ており、教員が在籍しておらず、教育サービスを提供しておらず、教育省の認可も受けていない。同施設に「ケアは間違いなく『過度に高額（unduly expensive）』で…より重要なことには、同ケアが学区や学校看護師の能力の範囲をはるかに超えている」[[58]](#footnote-58)。

→「連動性」審査基準に、「固有の教育ニーズを意図して設計されたサービスか」の判断を付け加える。（さらに入所＝関連サービスか否かも判断）

→適切性＝転校・入院・入所が、重要な学習と有意義な利益を提供する場合

**(10) Jefferson Cnty. Sch. Dist. v. Elizabeth E., 702 F.3d 1227 (10th Cir. 2012)：施設**

情緒・学習障害児を居住型施設における費用償還を争った事例。

裁判所は「連動性」「主目的」審査双方を否定し、「法文の直接適用（straightforward application of the Act's text）」審査基準を適用する。すなわち

①学区が障害児にFAPEを適時に提供していたか、

②入所施設が州の認可を受けた機関であるか、

③入所施設が特別教育を提供しているか、

④③を満たす場合、教育以外の追加サービスが関連サービスに該当するか[[59]](#footnote-59)。

学区の不当な責任拡大という「主目的」審査の懸念は妥当であるが、この審査基準は、就学先が特別教育を提供するのか、特別教育享受のための追加サービスを提供するのかの判断ができない。関連サービスの文脈において「主目的」審査は、過剰かつ過少に包括的である。教育を「主目的」としないが、教育享受を可能にするサービスもある。逆に教育問題への対処を「主目的」とするサービスが、教育ニーズに適していない場合もある[[60]](#footnote-60)。本件では①～④のすべての要素を満たしているため償還が認容される。

(11) **Munir v. Pottsville Area Sch. Dist., 723 F.3d 423 (3d Cir. 2013)：施設**

自傷行為のある障害児に対して学区はIEPを作成しておらず、親は治療施設に入所させた。裁判所は、Mary T.判決の「教育ニーズを意図して設計されたサービスか」を使用し以下のとおり償還を否定した。

本件施設は、州の教育基準を満たす授業を提供していた。しかし、入所目的が教育上のものであるか考慮要素は、教育プログラムへの参加だけでなく、児童の教育ニーズ、入所の切迫性も含む[[61]](#footnote-61)。本件入所は医学的切迫性に基づいており、教育上の利益は付随的なものであった[[62]](#footnote-62)。

→「主目的（primary purpose）」審査基準（心身の切迫性がある場合は、教育を「主目的」とみなさない）

(12) **T.K. v. New York City Dep't of Educ., 810 F.3d 869 (2d Cir.2016)** [[63]](#footnote-63)**：私学**

公立学校に通う障害児がクラスメイトからいじめを受け、両親は同問題の解決のための話合いを打診した。しかし、学校がこれを拒否したため私学に転校をさせた。裁判所は、親が私学転校の適切性（appropriate）を立証していたとして本件償還を認めた[[64]](#footnote-64)。

私学転校の適切性は、教育上の利益を享受できるよう合理的に計算されており、当該転校によって退行ではなく発達がもたらされる可能性がある場合、認められる。発達の可能性とは、成績、テストの点数、定期的な発達、その他の客観的な証拠を含む証拠の全体を考慮する。私学転校の審査基準は適切であるかどうかであり、完璧であるかどうかではない。本件親は、転校先私学で学業面・行動面で全面的に発達した証拠を提出していた。親は、児童の潜在能力の最大化するためのサービスが私学で提供されていたことを立証する必要はなく、教育上の利益享受のために合理的に計算されたサービスであったことだけを立証すればよい[[65]](#footnote-65)。

→適切性を発達の結果から判断（＝教育目的の達成結果）

**(13) L.H. v. Hamilton Cty. Dep't of Educ., 900 F.3d 779 (6th Cir. 2018)：私学**

学区が、通常学級に在籍している知的障害児を障害児学級に異動させたためこれに反対した親は、インクルーシブ教育[[66]](#footnote-66)を提供する私学に転校させた[[67]](#footnote-67)。裁判所は、以下のとおり、本件私学が適切性の要件を満たしているため償還を認めた。

償還が認められる転校先私学の適切性は、公立学校よりも制限が少ない環境（less restrictive Environment）だけでは不十分である。IDEAは私学には適用されないが、償還要件として私学は、最低でも公立学校就学では不十分であった特別教育サービスの「何らかの要素を提供」していなければならない[[68]](#footnote-68)。本件私学は完全なるインクルーシブ教育で、宿題や成績表があり、専門補助員のサポートや集中的マンツーマン指導等により当該児童は適切な学習上の発達を遂げていた。一方、本件障害児学級は完全なる分離教育が貫かれ、宿題や成績表はなく教育の発達を確認することもしなかった。当該児童には、集中的かつ体系的な教育指導が必要であるが、当該私学はこれを提供し児童は適切に学業上の発達をしていた[[69]](#footnote-69)。

→「適切性」を、公立学校就学では不十分であった特別教育サービスの「何らかの要素を提供」で判断（＝「主目的」審査基準）

**4、おわりに**

**4-1 なぜ授業料償還が認められるのか**

授業料償還は、親と学校・学区の信頼関係の破綻に起因する。IDEAは、手続過程を重要視しており、親の教育への参加の権利を重要視する。しかし、親は参加の権利があったとしても、FAPEを提供していない（又は提供していないと考えている）学校と連携が取れるだろうか？Carter最高裁判決はこれを「協力の失敗」と表現している[[70]](#footnote-70)。係属中に学区内で有意義な教育が保障されるとは考えにくい。係属中に児童が教育上の悪影響を被らないよう[[71]](#footnote-71)、IDEAは償還を認めている。また、学区は、親との誠実な協力プロセスを遵守していれば償還義務がないため、連邦議会は償還規定を設けることによる協力プロセスの強化を期待している。

**4-2 授業料償還訴訟のまとめ**

裁判所が授業料償還を認容するのは以下を満たす場合であった。

・学区がFAPEを提供しておらず、

・転校・入院・入所が「適切」ある。

また、親が選択する就学先には、①私学、②病院、③上記二つではない福祉施設等の機関があった。

①私学

裁判所は私立学校への転校を関連サービスと捉えず、関連サービスの判例法理を使用せずに、「手続保障」の一つとして授業料償還を検討する[[72]](#footnote-72)。

②病院

親は病院が提供するサービスの教育上の利益を主張するが、§ 1412(a)(10)(C)(ii)が償還対象機関を学校・施設としているため、裁判所は関連サービス法理を使用し判断をする。その結果、入院を学区負担対象外の医療サービスとしている[[73]](#footnote-73)。

③上記二つではない福祉施設等の機関（多くの場合、居住型入所施設）

施設が特別教育と関連サービスを提供している場合、償還が認容されるがその適切性について審査基準が統一されていない。Kruelle判決は、入所＝特別教育に含まれるかで判断をするが、Mary T.判決は入所＝関連サービスか否かも検討をする。

「適切性」の審査基準を最高裁が示していないため、下級審は様々な文言を使用して判断をする。当初は親の権利拡大的な判断し、教育ニーズと非教育ニーズの不可分性を審査する「連動性」審査基準を採用していた[[74]](#footnote-74)。同審査基準では、24時間介助やトイレトレーニングなどの非教育的サービスも特別教育とみなされていた[[75]](#footnote-75)。しかし、1990年代から裁判所は、学区の負担増大を懸念し、「連動性」審査基準に制限をかけはじめる。2000年代からは、就学先が教育目的である場合に適格性を認める「主目的」審査を適用する。しかし、現在はIDEAの保護対象の拡大や障害児のニーズの多種多様性により、「主目的」審査に修正を加えた判断基準をとっている。

また、裁判所は、裁判所は転校前と転校後の児童の成績上昇のみでは判断をしない。例えば、Munir事件の児童は、入所により成績・心身の良好な発達を遂げたが、IDEAは、学区に対して潜在能力の最大化を求めていない[[76]](#footnote-76)。巡回区ごとの特性はあるものの、全体的な動向として裁判所は、学区負担軽減を試みている[[77]](#footnote-77)。

**4-3 初等中等教育の機能**

アメリカにおける教育の起点は、市民（主権者）育成である。Brown最高裁判決は以下のとおりのべている。

「教育は、軍隊での勤務など、最も基本的な公的責任を果たすために必要で、良き市民の基盤そのものである。今日、教育は、児童が文化的価値観に目覚め、後の職業研修に備え、環境に正常に適応するのを助ける主要な手段である。今日、教育の機会が否定されれば、児童は人生における成功を期待できるか疑わしい。」[[78]](#footnote-78)。

IDEAの前法であるEHAもまた明確に主権者育成を意識していた。すなわち、

同法目的は、平等な教育の機会保障、障害ある市民の自立と生産能力の向上、障害児の権利保障のための連邦政府の財政的役割の拡大で、費用対効果の哲学がこれらの目標を支えている。連邦議会は、障害者を福祉対象者として莫大な支出を公的機関と納税者に求めるのではなく、早期に資金投入し教育サービスを提供することで、障害児を生産的市民に育成してこの負担を除去可能、と考えていた[[79]](#footnote-79)。

従って、重度障害児であっても、セルフヘルプスキルを習得し、施設収容を回避し、地域社会で生活し、福祉就労が可能となるような公教育が求められている[[80]](#footnote-80)。

しかし、Endrew最高裁判決は、全ての児童は挑戦的（ambitious）な目標を達成する機会を有するべきで、IDEAは「単なる最低限度以上（merely more than de minimis）」をよりも「明確により高い」水準、その児童の状況に照らして適切に発達ができるような教育プログラムを要求していると述べた[[81]](#footnote-81)。同言及は、主権者育成だけでなく、障害児の成長発達権の保障に焦点を当てつつあるといえる。

教育の機能とは、成長発達権保障と資格付与である。初等中等教育における資格付与機能は基礎的能力、いわゆる「three R’s（reading, writing and arithmetic読み・書き・計算）」に留まる。一方、高等教育は能力主義が貫かれており、資格付与機能がある種、特権的である。これは、アメリカの教育システムが社会的地位を重視し、学位が修業能力を証明する役割をもつことに依拠している[[82]](#footnote-82)。従って、裁判所は、高等教育機関に学力や職業適性・専門職従事可能性を含む要件設定の裁量権を与え[[83]](#footnote-83)、合理的配慮への過度の負担と本質的変更の抗弁が認める。IDEAが本質的変更の抗弁を認めないのは、障害児への教育は非障害児との異なる水準であるのは当然のこと、障害児間でも異なるからである。個々の障害児のambitiousな目標は異なる。公教育に参加するために必要な措置がプログラムの水準を引き下げる又は本質的変更を伴うことは当然である。

**4-4 FAPE保障手段とコスト：我が国への示唆**

IDEA全体を通して貧困家庭保護が規定されている[[84]](#footnote-84)。また、連邦議会は、適切な公教育により障害者の福祉サービス依存が減少すると考え[[85]](#footnote-85)、過度の負担の抗弁を規定しない。障害児のthree R’s取得のためには、非障害児よりも学校教育と家庭教育・社会教育の連動が不可欠である。しかし裁判所は、明確にコストを意識し、学区の責任の範囲を制限している[[86]](#footnote-86)。

我が国では関連サービスは、障害者差別解消法の合理的配慮が最も近い概念である。従って、教育当局及び学校に過度な負担の抗弁が認められる。また、授業料償還を認める規定も存在しない。従って、アメリカに比して我が国は障害児教育によるバックラッシュが生じにくい構造となっている。しかし、障害児の学習権の保障のためには、合理的配慮、合理的配慮以上の措置、そして公教育が享受できない場合の就学先の保障が重要である。非障害児の親からのバックラッシュを招くことがないよう、各種措置の概念整理と教育当局の負担の射程を明確化する必要がある。

上記のとおり関連サービスや私学・病院・入所施設での学習は、特別教育の質・内容と不可分である。IDEA研究を通して、適切な教育内容の射程についても検討をする。

1. Sweezy v. New Hampshire354 U.S. 234, 255-67 (1957) [↑](#footnote-ref-1)
2. Southeastern Community College v. Davis, 442 U.S. 397, 406-411 (1979) [↑](#footnote-ref-2)
3. Argenyi v. Creighton Univ., 703 F.3d 441 (8th Cir. 2013) [↑](#footnote-ref-3)
4. Regents of the Univ. of Michigan v. Ewing 474 U.S. 214,225 (1985) [↑](#footnote-ref-4)
5. IDEAとそれ以外の連邦法が、特定の事例でどのように作用するか統一化されていない。K.M. ex rel. Bright v. Tustin Unified School District, 725 F. 3d 1088, 1101 (9th Cir. 2013). [↑](#footnote-ref-5)
6. Gregory F. Corbett, Special Education, Equal Protection and Education Finance: Does the Individuals with Disabilities Education Act Violate a General Education Student's Fundamental Right to Education? 40 B.C. L. Rev. 633, 645 (1999).同様の指摘として、以下。Erin Phillips, Note, When Parents Aren't Enough: External Advocacy in Special Education, 117 Yale L.J. 1802, 1825 (2008) [↑](#footnote-ref-6)
7. *Id*. at 648-649 [↑](#footnote-ref-7)
8. *Id*. at 671-672 [↑](#footnote-ref-8)
9. Wendy F. Hensel, Sharing the Short Bus: Eligibility and Identity under the IDEA, 58 Hastings L.J. 1149 n12 (2007) [↑](#footnote-ref-9)
10. *Id.* at 1151. [↑](#footnote-ref-10)
11. 関連サービスについては以下をご覧いただけますと嬉しいです。村山佳代「教育における合理的配慮の権利性と判断基準」日本障害法7号（2023年）169-182。 [↑](#footnote-ref-11)
12. Irving Independent School Dist. v. Tatro, 468 U.S. 883, 891（1984） [↑](#footnote-ref-12)
13. *Id*, at 892-893. [↑](#footnote-ref-13)
14. 村山、前掲注（11）188頁。 [↑](#footnote-ref-14)
15. Cedar Rapids Community School Dist. v. Garret F., 526 U.S. 66, 76 (1999). [↑](#footnote-ref-15)
16. *Id*. at 77. [↑](#footnote-ref-16)
17. *Id*. at 78. [↑](#footnote-ref-17)
18. S. REP. NO. 105-17, at 2 (1997). [↑](#footnote-ref-18)
19. 保護者の参加プロセス保障についても規定がされた。 [↑](#footnote-ref-19)
20. Kruelle v. New Castle County School District, 642 F.2d 687, 694 (3d Cir. 1981) [↑](#footnote-ref-20)
21. *Id*. at 693. [↑](#footnote-ref-21)
22. *Id*. at 694. [↑](#footnote-ref-22)
23. *Id*. at 694-695 [↑](#footnote-ref-23)
24. Burlington v. Dep't of Educ. of Mass., 471 U.S. 359, 369 (1985) [↑](#footnote-ref-24)
25. *Id.* at 370 [↑](#footnote-ref-25)
26. *Id.* at 370-371. [↑](#footnote-ref-26)
27. *Id.* at 372. [↑](#footnote-ref-27)
28. Laura C. Hoffman, Special Education for a Special Population: Why Federal Special Education Law Must Be Reformed for Autistic Children, 39 Rutgers L. Rec. 128, 140 (2012) [↑](#footnote-ref-28)
29. Clovis Unified Sch. Dist. v. Cal. Office of Admin. Hearings, 903 F.2d 635, 643-644 (9th Cir. 1990) [↑](#footnote-ref-29)
30. *Id.* at 645-646. [↑](#footnote-ref-30)
31. *Id.* at 646. [↑](#footnote-ref-31)
32. 同事例の差戻審は以下。Forest Grove Sch. Dist. v. T.A., 675 F. Supp. 2d 1063, 1066 (D. Or. 2009), aff'd, 638 F.3d 1234 (9th Cir. 2011). [↑](#footnote-ref-32)
33. 転校先私学の「適切性」について最高裁は明言せず、当該児童が合格点をとり進級できるような計画を策定し、当該児童が著しい発達（significant progress）をし、3年間で読解力が3学年分向上したと判断した下級審判決を引用する。Florence County School Dist. Four v. Carter, 510 U.S. 7, 11 (1993) [↑](#footnote-ref-33)
34. *Id.* at 14. [↑](#footnote-ref-34)
35. *Id.* at 15 [↑](#footnote-ref-35)
36. Butler v. Evans, 225 F.3d 887, 894-895 (7th Cir. 2000) [↑](#footnote-ref-36)
37. *Id.* at 895 [↑](#footnote-ref-37)
38. Dale M. v. Bd. of Educ. of Bradley-Bourbonnais High Sch. Dist. No. 307, 237 F.3d 813, 817 (7th Cir. 2001) [↑](#footnote-ref-38)
39. Forest Grove Sch. Dist. v. T.A., 557 U.S. 230, 241 (2009) [↑](#footnote-ref-39)
40. *Id. a*t 242. [↑](#footnote-ref-40)
41. *Id. a*t 244. [↑](#footnote-ref-41)
42. *Id. a*t 245. [↑](#footnote-ref-42)
43. *Id. a*t 247. [↑](#footnote-ref-43)
44. Richardson Indep. Sch. Dist. v. Michael Z., 580 F.3d 286, 294 (5th Cir. 2009) [↑](#footnote-ref-44)
45. *Id. a*t 296. [↑](#footnote-ref-45)
46. *Id. a*t 299. [↑](#footnote-ref-46)
47. *Id. a*t 299. [↑](#footnote-ref-47)
48. *Id. a*t 299. [↑](#footnote-ref-48)
49. *Id. a*t 300. [↑](#footnote-ref-49)
50. *Id. a*t 301. [↑](#footnote-ref-50)
51. *Id. a*t 300. [↑](#footnote-ref-51)
52. Mawdsleyは同審査基準は非常に制限的と批判する。Ralph D. Mawdsley, Applying the Forest Grove Balancing Test to Parent Reimbursement for Placement in Residential Medical Facilities, 253 Educ. L. Rep. 521, 527 (2010). [↑](#footnote-ref-52)
53. Mary T. v. School Dist., 575 F.3d 235, 242 (3d Cir. 2009) [↑](#footnote-ref-53)
54. *Id.* at 244. [↑](#footnote-ref-54)
55. *Id.* at 245. [↑](#footnote-ref-55)
56. *Ibid.* [↑](#footnote-ref-56)
57. *Id.* at 246. [↑](#footnote-ref-57)
58. *Id.* at 248. [↑](#footnote-ref-58)
59. Jefferson Cnty. Sch. Dist. v. Elizabeth E., 702 F.3d 1227, 1236-1237 (10th Cir. 2012) [↑](#footnote-ref-59)
60. *Id.* at 1238 [↑](#footnote-ref-60)
61. Munir v. Pottsville Area Sch. Dist., 723 F.3d 423, 433 (3d Cir. 2013) [↑](#footnote-ref-61)
62. *Id.* at 433-434. Pediは、入所の医学的動機に重点を置きすぎた結果、当該児童の情緒障害と学習障害の連動性を否定し、学習サービスと心理療法が同時進行で行われた事実を無視していると批判する。Nicole Pedi, Bright "IDEA" or Missing the Mark? The Third Circuit Restricts Reimbursement for Residential Placement Under the Individuals with Disabilities Education Act, 59 Vill. L. Rev. 847, 867 (2014) [↑](#footnote-ref-62)
63. 本件は障害児へのいじめ対策をIEP作成に取り入れるべきか初めて判断した事例で、いじめが与える教育上の影響や、IEP作成過程における両親との話し合いの拒否が与える影響についても検討をしているが本報告ではこれには触れない。「IEP作成中に…両親にいじめについて話し合う機会を与えなかったことは、IEPの内容を損なわしめる可能性があっただけでなく、両親が当該児童のIEPの適切性を評価することも妨げていた」T.K. v. New York City Dep't of Educ., 810 F.3d 869, 877 (2016) [↑](#footnote-ref-63)
64. *Ibid.* [↑](#footnote-ref-64)
65. *Id.* at 877-878 [↑](#footnote-ref-65)
66. アメリカではインクルーシブをメインストリームと表現するが本報告では「インクルーシブ」と表記する。 [↑](#footnote-ref-66)
67. 本件はLER要件の遵守についても検討をしているが本報告はこれには触れない。転校先私学がインクルーシブ教育を提供していなかったが償還を認容された事例として以下もある。Cleveland Heights-Univ. Heights City Sch. Dist. v. Boss, 144 F.3d 391 (6th Cir. 1998); Muller v. Comm. on Special Educ. of the E. Islip Union Free Sch. Dist., 145 F.3d 95 (2d Cir. 1998); Warren G. v. Cumberland Cnty. Sch. Dist., 190 F.3d 80, 83-84 (3d Cir.1999); Jennifer D. v. N.Y.C. Dep't of Educ., 550 F. Supp. 2d 420 (S.D.N.Y. 2008); C.B. v. Special Sch. Dist. No. 1, 636 F.3d 981 (8th Cir. 2011) [↑](#footnote-ref-67)
68. L.H. v. Hamilton Cty. Dep't of Educ., 900 F.3d 779, 791 (6th Cir. 2018) [↑](#footnote-ref-68)
69. *Id.* at 797-798 [↑](#footnote-ref-69)
70. Florence County School Dist. Four v. Carter, at 12. [↑](#footnote-ref-70)
71. *Id.*, at 370. [↑](#footnote-ref-71)
72. Burlington v. Dep't of Educ. of Mass., 471 U.S. 359 (1985); Florence County School Dist. Four v. Carter, 510 U.S. 7 (1993); Forest Grove Sch. Dist. v. T.A., 557 U.S. 230 (2009); T.K. v. New York City Dep't of Educ., 810 F.3d 869 (2016); L.H. v. Hamilton Cty. Dep't of Educ., 900 F.3d 779 (6th Cir. 2018) [↑](#footnote-ref-72)
73. Clovis Unified Sch. Dist. v. Cal. Office of Admin. Hearings, 903 F.2d 635 (9th Cir. 1990); Butler v. Evans, 225 F.3d 887, 893 (7th Cir. 2000) [↑](#footnote-ref-73)
74. Kruelle v. New Castle County School District, 642 F.2d 687, 694 (3d Cir. 1981); Burke County Bd. of Educ. v. Denton, 895 F.2d 973 (4th Cir. 1990); Tenn. Dep't of Mental Health Mental Retardation v. Paul B., 88 F.3d 1466 (6th Cir. 1996); Clovis Unified Sch. Dist. v. Cal. Office of Admin. Hearings, 903 F.2d 635 (9th Cir. 1990). [↑](#footnote-ref-74)
75. Kruelle v. New Castle County School District, 642 F.2d 687 (3d Cir. 1981) [↑](#footnote-ref-75)
76. Board of Educ. v. Rowley, 458 U.S. 176, 199-200 (1982).

    *Id.,* at 197-200. [↑](#footnote-ref-76)
77. Pediはこの傾向が、全ての障害児のFAPE保障というIDEAの目的を損なわしめると批判する。Pedi, *supra* note 64, at 867. [↑](#footnote-ref-77)
78. Brown v. Bd. of Educ., 347 U.S. 483, 493 (1954) [↑](#footnote-ref-78)
79. Kruelle v. New Castle County School District, at 690-691. [↑](#footnote-ref-79)
80. Battle v. Pennsylvania, 629 F.2d 269, 275 (3d Cir. 1980) [↑](#footnote-ref-80)
81. Endrew F. v. Douglas County School Dist. Re-1,137 S. Ct. 988, 1000-1001 (2017) [↑](#footnote-ref-81)
82. 倉石一郎、小林美文訳、デイヴィッド・ラバリー著『教育依存社会アメリカ』（岩波書店、2018年）17頁。 [↑](#footnote-ref-82)
83. Southeastern Community College v. Davis, 442 U.S. 397 (1979)；Doe v. New York University666 F.2d 761 (2d Cir. 1981); Pushkin v. Regents of University of Colorado, 658 F.2d 1372 (10th Cir. 1981); McGregor v. La. State Univ. Bd. of Supervisors, 3 F.3d 850 (5th Cir.1993); Zukle v. Regents of the Univ. of Cal., 166 F.3d 1041 (9th Cir.1999); Wong v. Regents of the Univ. of Cal.192 F.3d 807 (5th Cir. 1999); Halpern v. Wake Forest University Health Sciences, 669 F.3d 454 (4th Cir. 2012); Featherstone v. Pac. Nw. Univ. of Health Scis., No. 1:CV-14-3084-SMJ (E.D. Wash. Jul. 22, 2014) [↑](#footnote-ref-83)
84. 20 U.S.C. § 1431(a)(5), id. § 1437(b)(7), id.§ 1453(b)(8) , id.§ 1471(a)(2)(iii), id. § 1472(a)(1), id. § 1481(d)(3)(C) [↑](#footnote-ref-84)
85. Rowley, 458 U.S. at 201 n.23 [↑](#footnote-ref-85)
86. 例えばL.H. v. Hamilton Cty. Dep't of Educ.における転校先私学での就学に際し、年間授業料7500ドルに加えて、専属補助員の費用として年間9000～17128ドルが必要であった。 [↑](#footnote-ref-86)